案 件

精神障害者通所交通費補助事業の見直しについて

障害企画課

1. 政策等の背景・目的及び効果

精神障害者に対して、身体障害者、知的障害者と同様の公共交通機関の運賃割引がないことから、市として在宅精神障害者の社会参加促進のため、事業所に通所する際の交通費についての補助を行っているところです。

令和6年7月に厚生労働省から、旅客鉄道株式会社等で行われていた旅客運賃の割引について、精神障害者も対象とするとの通知を受け、公共交通機関各社においては、令和7年4月1日から精神障害者に対する割引制度を開始する予定としています。また、京阪バスにおいては、12月1日から運賃改定を行うとともに、精神障害者割引が一般路線バス全線に導入されることを受けて、公平性確保の観点等から当事業の見直しを行うものです。

なお、当事業については「行財政改革プラン 2024」において、事業の見直しについて検討を行うこととしています。

2. 内容

(1) 現状について

身体障害者、知的障害者には公共交通機関の運賃割引(下記参照)がありますが、精神障害者に対しての割引がないことから、現在、在宅精神障害者の社会参加促進のため事業所に通所する際の交通費について、1日あたり110円の補助を行っています。

◆鉄道

乗車形態	第1種	第2種
障害者単独乗車(切符)	普通乗車券(片道 100 kmを超える場合のみ、	5割減額)
障害者+介助者(切符)	普通乗車券・回数乗車券・急行券が5割減額	
障害者単独乗車(定期)		
障害者+介助者(定期)	定期券、本人が 12 歳未満の場合は介護者 のみ 5 割減額	介護者の定期券のみ5割減額

◆バス (京阪バス)

乗車形態	第1種	第2種
障害者単独乗車(切符)	· 普通 5割減額	
障害者+介助者(切符)	普通 5割減額	
障害者単独乗車(定期)	大人本人・介護者のみ3割減額	本人のみ3割減額
障害者+介助者(定期)		

(2)変更及び廃止について

<u> 令和6年12月1日~</u>

当事業によるサービスを受ける方のうち京阪バスのみを利用する方は、手帳の提示により割引が 受けられる(※)ため、補助の重複となることから対象外とします。

※割引の内容 … 普通旅客運賃5割引、定期旅客運賃(大人)を3割引

なお、電車を利用する方(京阪バスとの併用を含む)については、令和6年度末までの経過措置 として従前のとおり補助の対象とします。

令和7年4月1日~

精神障害者についても、身体障害者及び知的障害者と同様に割引の制度が適用となるため、交通機関の種類に関わらず補助を行わないこととし、令和6年度末をもって当事業を廃止することとします。

3. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち 施策目標 10 障害者が自立し、社会参加ができるまち



4. 関係法令・条例等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

5. 事業費

令和6年度 当初予算額 2,000,000 円 (一般財源) 〈参考〉令和5年度 決算額 1,757,690 円